

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新発田市	竹俣万代地区 (竹俣万代集落)	R3.5	

1 対象地区の現状(ha)

①地区内の耕地面積	13.1
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.23
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.22
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.22
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

高齢化及び後継者不足は非常に進んでいる。
現在、作付農家は8名いるが、家族内でも後継ぎがおらず、使用中の農機具が壊れるか、あるいは病気等により農作業が不可能となるかの理由で離農する予定の者が大多数である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内には認定農業者はなく、隣接集落の認定農業者や知人に委託することが予想されるため、近隣集落との話し合いをもとに農地の集積・集約を図るほかない。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 現耕作者は全員委託することを予定しており、今後の話合いで方向性を見出すことに期待する。
農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構の役割や活用方法について理解を深め、離農の際は活用を図る。
基盤整備への取組方針 昭和63年で基盤整備が完了し、標準区画30aとなっており、現状でも十分対応できる状態である。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
特になし			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。